

第3期 小野市地域福祉計画

— 自ら関わる地域共生社会の実現をめざして —

2018～2022

【概要版】



地域福祉計画とは

地域福祉とは、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人が住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく、安心した生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者など、地域を構成する全ての人々が主役となって、地域の生活課題を解決していく取り組みをいいます。

そして、地域福祉を推進するためには、地域社会を構成する人々や団体が連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取り組みを計画的に推進することが重要です。このための計画が「地域福祉計画」です。

計画策定の趣旨

個人の価値観の多様化や家族の縮小、なにより21世紀になり誰の目にも明らかになった少子化、高齢化の影響もあって、家族や地域で相互に支え合う機能が弱体化し、また社会的なつながりも希薄になっています。

本市では、平成20年3月に「第1期小野市地域福祉計画」を策定して以降、5年ごとに見直しを行い、地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

この度、平成25年3月に策定した「第2期小野市地域福祉計画」の計画期間が平成29年度で終了することから、現状の福祉課題や社会状況の変化、国の制度や法律の改正等をふまえて、「第3期小野市地域福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

計画の位置づけ、期間及び策定体制

1 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」です。

また、「夢プラン2020おの総合計画」を上位計画とし、地域福祉の実現に向け、保健福祉分野の個別計画における地域福祉に関する理念や取り組みの方向性を示すものです。

2 計画の期間

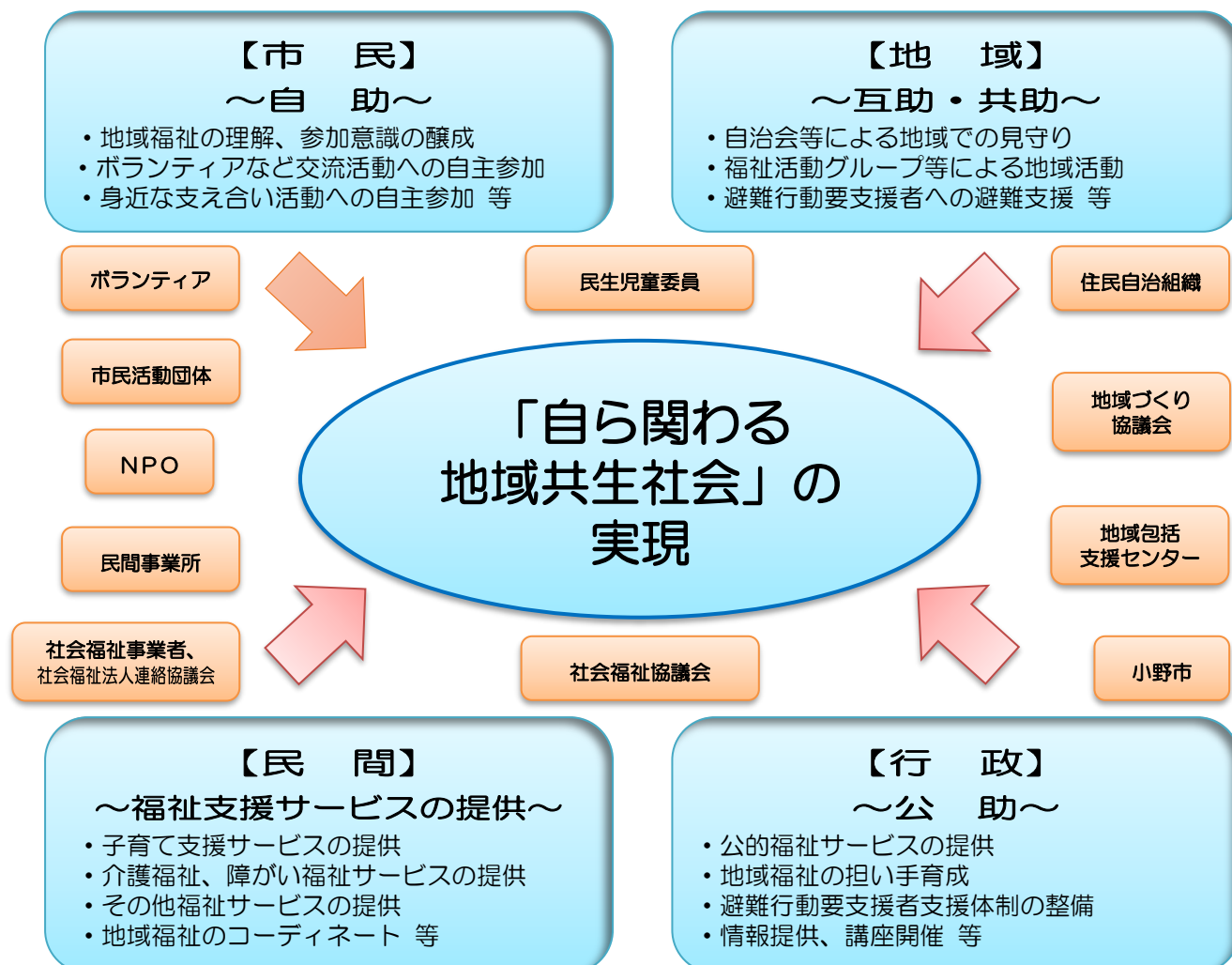
計画の期間は、平成30（2018）年度から平成34（2022）年度の5ヶ年です。

3 計画の策定体制（策定プロセス）

- ①市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理
- ②「小野市地域福祉計画策定検討会」による、前回計画の検証・原案の作成
- ③「小野市地域福祉計画策定委員会」による、原案の検討・審議
- ④パブリックコメントによる、市民の意見の募集

計画の推進

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う人々や団体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。



施策の体系

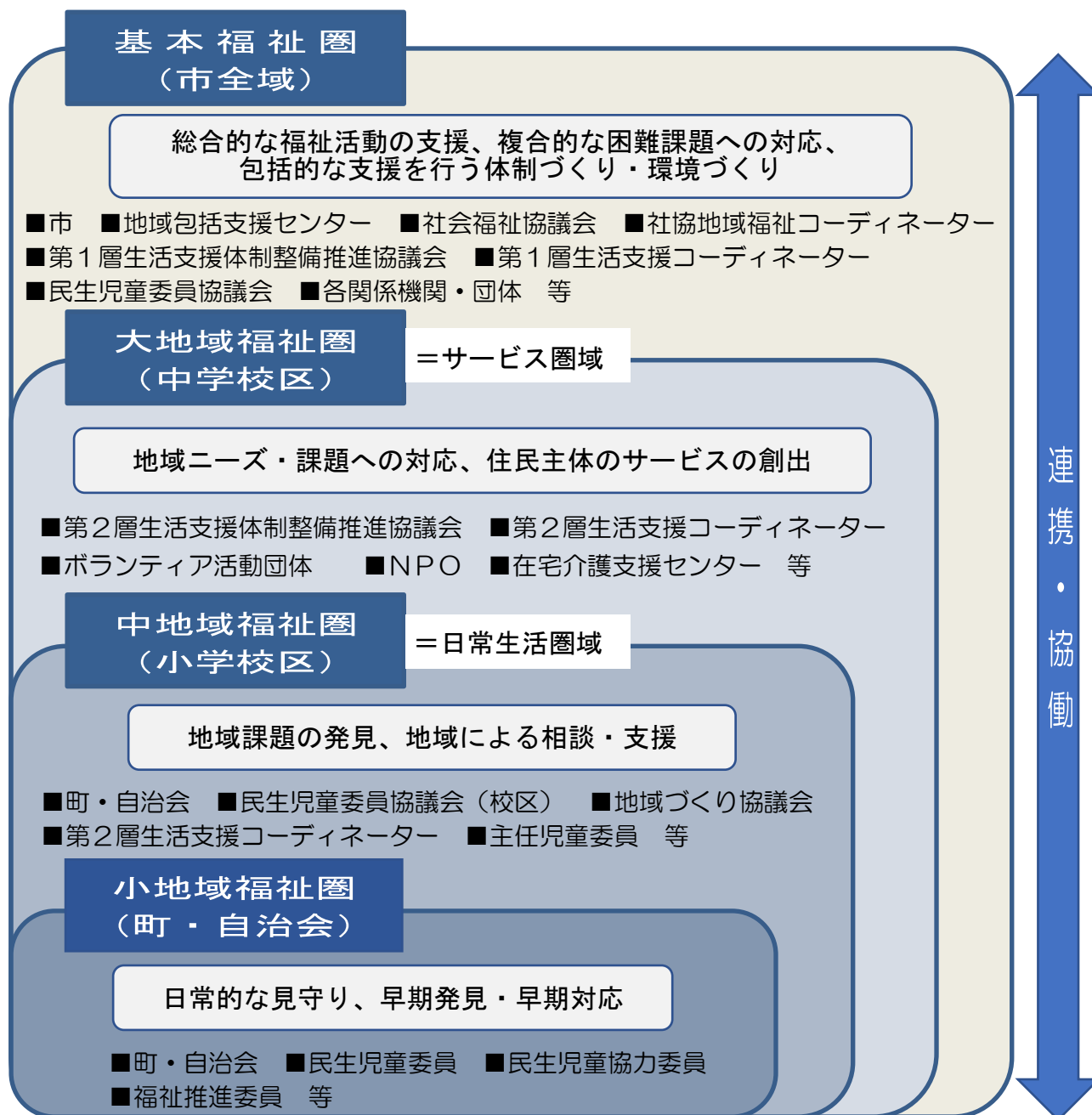
本計画では、地域住民が主体的に地域活動に参画し、地域住民・団体・事業者・行政など多様な主体が連携することで、お互いに助け合い、ともに支え合う「共生のまちづくり」を推進していくために、基本理念を次のように掲げ、以下の施策を展開していきます。

| 基本理念 | | |
|--|------------------------|--|
| 自ら関わる地域共生社会の実現をめざして | | |
| 計画の視点 | | |
| 1 笑顔があふれ ともに生きる地域づくり 2 やさしさと思いやりにあふれる地域づくり 3 自分らしくいきいき暮らせる地域づくり 4 いつまでも安全安心に暮らせる地域づくり | | |
| 基本目標 | 取り組みの方向 | 具体的な取り組み |
| ひとづくり | 1 地域福祉の担い手の発掘と育成 | ①地域福祉を担う人材（個人・組織）の発掘・育成 ②地域福祉を担うリーダーの育成・支援やコーディネーターの設置 ③新たなボランティア活動や青少年のボランティア活動参加への支援 |
| | 2 福祉の心を育む啓発活動と福祉教育の推進 | ①人権尊重の視点による地域福祉の推進 ②家庭、地域における福祉意識の醸成 ③学校等における体験・交流を通じた福祉教育への支援 |
| | 3 地域福祉活動への市民参加の促進 | ①地域福祉活動の促進に向けた普及啓発の充実 ②地域で活動する団体等への支援の充実 ③地域交流の機会づくり |
| まちづくり | 1 重層的、総合的な相談体制の整備 | ①身近な地域での相談窓口の充実 ②高齢者、障がい者、子育て等、福祉に関する相談窓口の充実 ③生活支援コーディネーターの設置と関係機関連携による総合的な相談体制づくり |
| | 2 多様な福祉情報の提供と情報の共有化の推進 | ①福祉サービスのきめ細やかな情報提供の推進 ②効果的な情報発信と共有化の推進 |
| | 3 人のつながりによる安全、安心への取り組み | ①災害時・緊急時の避難行動要支援者支援体制の充実 ②人権尊重を基本とした福祉サービス利用者等への権利擁護 ③生活困窮者に対する支援の充実 |
| わ(和)・輪(りん)づくり | 1 地域住民による支え合いと見守りの推進 | ①地域でのつながり・市民のつながりの強化 ②地域におけるサロン活動等への支援 ③住民自治組織、民生児童委員等による見守りの強化 |
| | 2 地域福祉ネットワークの構築 | ①ボランティアグループ連絡会や各種活動団体の連携・交流の促進 ②各種ボランティア団体等の活動支援、情報提供 ③関係機関とのネットワークづくりによる情報共有と連携の強化 |
| | 3 地域の絆を深める居場所づくりの推進 | ①コミュニティ活動の拠点づくりへの支援 ②ユニバーサル社会への取り組み |
| の福祉(りふく)理想(りぞう) | 1 多様なサービス提供主体の確保 | ①新たな福祉課題や福祉制度の狭間にある人等への支援体制づくり ②地域ニーズの掘り起こし |
| | 2 社会福祉協議会との連携強化 | ①地域福祉計画と地域福祉推進計画の整合による地域福祉の推進 ②地域ぐるみの支え合い活動、助け合い活動の活性化への取り組み |
| | 3 新たな福祉サービスの構築 | ①「地域包括ケアシステム」の構築に向けた体制づくり ②各種計画の評価・検証体制の構築 |

地域福祉推進圏域の設定

地域の福祉課題やニーズは、近隣の助け合いや地域のボランティア活動等で解決できること、公的福祉サービスや社会福祉法人等の専門的な支援が必要なこと、さらには複合的な支援が必要なことまで、きわめて多様な支援や連携が求められます。

本計画では、地域福祉におけるセーフティネットの仕組みとして、市全域を、中学校区、小学校区、町・自治会の階層に分類し、想定される機能をつぎのとおり定め、多様な支援や連携を効果的に展開していきます。



第3期小野市地域福祉計画【概要版】

発行年月：平成30年3月

発行：小野市 市民福祉部 社会福祉課

〒675-1380 兵庫県小野市王子町806番地の1

TEL：(0794) 63-1011 FAX：(0794) 63-1204